

平成 2 0 年 3 月 2 6 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会



## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 1 1 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- ( 2 ) 議案第 1 2 号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則  
について
- ( 3 ) 議案第 1 3 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- ( 4 ) 議案第 1 4 号 立川市体育指導委員の委嘱について

### 2 報告

- ( 1 ) 平成 2 0 年第 1 回立川市議会定例会報告について
- ( 2 ) 立川市就学相談の現状について

### 3 その他

平成20年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年3月26日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第12号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第13号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第14号 立川市体育指導委員の委嘱について

2 報告

- (1) 平成20年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 立川市就学相談の現状について

3 その他

### 開会の辞

**古木委員長** 平成20年第6回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に牧野委員、お願いいたします。

本日は、議案が4件、報告2件、その他となっております。

### 議案

(1) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

(2) 議案第12号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について

(3) 議案第13号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

**古木委員長** 初めに、議案第11号、第12号、第13号、関連しておりますので、渡邊総務課長より一括してご説明を求めることといたします。渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** それでは、議案第11号、第12号、第13号の3件につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第11号は、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、議案第12号は、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について、議案第13号立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、以上の3件でございます。

なお、この内容の説明につきましては、前回の委員会でご説明をさせていただきましたので、本日はその説明については割愛をさせていただいて、よろしくご審議のほどお願いいたします。

お手元に、今日、当日配付をさせていただきました教育委員会事務局組織図及び職員数。職員数は、申しわけございません。今回は載せてありません。それと、資料の2枚目の平成20年度立川市教育委員会統括指導主事・指導主事事務事業担当ということで、平成20年の4月1日から、この組織と事務事業という内容の資料を本日配付をさせていただきました。

なお、この資料につきましては、議案第11号の立川市教育委員会の処務規則の一部を改正する規則の中の第3条の4項「事務局に統括指導主事を置く」という、ここの部分に対する資料ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。ただいま、渡邊総務課長より提案理由のご説明がありましたとおり、この3件につきましては、3月13日の第5回の定例会において協議事項として提案されまして、委員の皆さんよりご意見、ご質疑をいただいたものでございます。今日改めて先日のご要望につき、総務課長より組織図の、これはたしか宮田委員が系統図がわかるといいというご要望がありました。つくっていただきました。ありがとうございます。

そういうことでございますので、質疑について、改めてお伺いすることもなく採決したいと思いますが、ご説明は3議案一括ですけれども、採決は各議案ごとに採決させていただきたいと思います。牧野委員。

**牧野委員** 「教育委員会事務局の組織図及び職員数」が入っていますね。指導課から統括指導主事、点線がいつているんですね。これは僕は実線だろうと思っているんですけども、点線の意味をちょっと教えてください。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** この点線の意味は、あくまでも統括指導主事、指導主事に関しましては、教育長の直轄の職ということで位置づけておりますので、直接指導課長のもとの組織ではないという意味です。ただし、統括指導主事に対する業務の内容等の指示と、こちらの2枚目の事務事業を見ていただければおわかりになると思いますが、統括は指導課長の指示ないしは指導も受けながら事務を遂行していくという意味合いで、全く関係がないということではないので、点線で示させていただいています。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 今までは、指導主事は指導課に置くという処務規則だったんですね。最近、指導主事の仕事というのが、例えば就学相談の部分については、教育相談から学務課の方にくるとか、あるいは食指導の関係で、食教育の関係で、学校給食センターとの関わり。食育を教育課程にどう盛り込むか。そういうように、指導主事の仕事は他課にまたがるような状況がありますので、これはむしろ指導課長に属してしまいますと、活動範囲が狭まりますので、一応私の直属にしておいて、柔軟に各課との関連を対応していくと、そういう考え方でありませう。

この考え方は、26市の中でまちまちなんですが、青梅は全く同じように、教育長から指導主事に直轄という方法をとっています。最近の業務の横断化に対応していきたいということでこういうふうにさせていただきました。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 今、教育長が言われたのはわりと少ないと思うんです。直轄で置くというのはいいですけども、指導課の指導課長の指導を仰ぐ。もちろんこれは教育長がいて、下にあるわけですから、そういう働き、内容から見ると、今、教育長が言った食文化なんかもいろいろ入っていますけれども、それはそれとして、指導課長の部分というのは直結しておかなければいけないのではないかと思うんですよ。そうしない限りは、どうもこれだと、指導課長から統括指導主事への権限、指導というのが薄れるんじゃないかなという気がするんです。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 薄れてもいいという前提で考えています。統括指導主事が管理職でありますので、要するに、指導行政の中核というのは統括指導主事に責任をとっていただく。指導課長は、当然指導課長でありますから、学校の教育指導ということの関連がなくはありませんけれども、むしろ指導課長につきましては、最近、仕事が新たに導入されてきた人事関係、校

長を初めとする業績評価等にしっかり力を入れていただいて、教育の質を高めるということに指導課長については力をそちらの方に重点的に向けていただきたいということでありませう。

ただ、指導課長と統括指導主事、さっき言いましたように、もちろん関連がありますので、そのところについては、指導監督ということよりも、むしろ連携をして仕事を進めていくというものになるかなと考えています。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうすると、2本立ての形のような働きを想像するんですけども、直轄の統括指導主事と指導課長の業務と、その中での連携はあるにしても、何か見ていると、聞いていると、やや異なっただ。ところが、業務内容を見ると、指導課長がかなり関わらなければいけない部分というのはいっぱい出てくる。それとの兼ね合いはどうかかなという気がしてしようがないんです。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 先ほど言いましたように、規則できっちり定めてしまいますと、横断的な仕事が多くなっているということで、私の指示によって給食課と関わらせたり、学務課と関わらせたり、いろいろそれは私が指示できるわけですが、ただ、本来は点線がなくてもいいんですが、統括指導主事と指導課長というものは、実態面でもって連携はしっかりと保つということですので、組織図で書いた部分と実際の運用の部分とうまく関連づけながら進めるということで、先ほど言いましたように、現状の課題に対して柔軟に対応したいというのが一番主な考え方です。

むしろ指導課長のもとに統括指導主事を置くということになりますと、統括指導主事が今までの3人体制を4人体制にするという印象を免れませんので、統括指導主事は、指導課長の指揮監督のもとから離して、新たに出てきたいろいろな課題だとか、そういうものにより対応していきやすくなる。そういうことで統括指導主事がある程度自由な権限のもとで一生涯懸命働いていただくということです。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 懸念することがこれから出なければいいんですけども、そうなってきたときに、統括指導主事の今後の何年もたっていったときに、指導課長と統括、これは市の行政の中で雇っている指導主事だという、逆に言えば、そういう発想が強くなってしまって、どうも指導課長との職務上のぎくしゃくが出る可能性だっただけではないことになるんじゃないかな。もちろん同じ指導行政の中ですから、当然同じ動きをするんですけども、考え方によっては出ないわけではない。そうしたときに、私は市の職員だよ、あなたは都の吏員だよという分け方になって指導体制がくると、現場が一番困るということがある。だから、そのところは柔軟に、今、教育長、柔軟にという話がありましたから、柔軟にするならば、この点線よりも直結した、両方から指導体制を受けるんだよというものがあつた方がいいのではないかなと私は思う。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 確かに指導課長と人間のタイプ、性格だとか、あるいは統括指導主事、今後、人間性だとかというものによっては、指導課長と統括指導主事がぎくしゃくするということはある得ますし、また非常に密接な関係を持って仕事ができるという状況もあります。その部分については私の責任になろうかと思うんですね。どんな人間が来られるかわかりませんので、その人間関係のことまでは将来的に想定はできませんので、その辺のところは私がきちっと指導監督していくというような責任が生じるのかなと思いますので、それはうまくかじ取りはさせていただきたいと思います。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 大澤教育長がずっとやるわけじゃないから、これからどんどん課長も変わるし、教育長も変わっていくし、そうしたときに、体制維持という意味から考えると、ややこの点線はどうかという疑問を持ったわけです。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** ちょっと整理させていただきますけれども、さっき言ったように、いろいろな部課にまたがる仕事が指導主事に増えてきているので、その辺に関わりやすくするように、弾力的な組織にしたいというのが1つ。それから、統括指導主事は、3名が4名の指導主事になるのではなくして、統括指導主事としての責任を持って、当然ある程度仕事を開拓していくだけの権限を持ってもらいたいということ。

ただし、この点線の部分は、指導課長の仕事と統括指導主事の仕事、当然重複する部分もありますので、当然協力関係なりお互いの意思疎通というのが必要ですから、実態面ではつながりがないわけじゃない。つながりはありますよと。ただ、組織図で書くと、こういう形に私どもとしては将来的にこうあるべきだというふうに書いてありますので。

あとは、人間関係だとか、いろいろな問題というのは、これはどういう組織にしたって、当然起こり得ることですので、管理監督者がその辺のところの操縦というのはしっかりしていかなくتهはいけないということで、どういう組織にしたって、そういう部分というのは必ずありますから。そういうことをご理解いただきたいと思います。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** こだわるわけじゃないんですけども、組織の一覧。4人の組織内容を見て、点線と実線との関係を考えてわけです。教育長が言われているのは分かっているんです。よく分かるし、よく理解できるんですけども、職種内容から考えると、本来は、3人の指導主事の上に統括がいて、統括の中でこの4つの仕事の分割をしながら、統括と教育長、統括と指導課長とのつながりを持っていくというふうを考えられるんです。これだと、みんな分割ですよ。それぞれの責任の中に動いていますから、本当にこれでいいのかなと、ちょっと思ったんです。経験上、どうですか。中村委員。

**中村委員** ちょっと考えているんですけども。

**牧野委員** 気持ちは分かるし、当然言っていらっしゃることもよく分かる。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** 私があまり分かっていないのかもしれないんですが、この統括と4名の方々の立場のものは分かるんですが、指導課長の部分というのがこの中に入らないので、ちょっと分りにくいんですが、それは入れない理由が何かあるんですか。事務の担当の一覧の中に。

**牧野委員** 指導課長の職務内容が分からないという。

**宮田委員** この中で見たときに、図として分からないですね。それが分からないことがまた不透明に近くなってしまっているから、関係性として、感覚的なとらえ方でしか議論できなくなっているような気がするのと、あと、1枚目のこの図でもやはり同じように、統括指導主事と教育長との関係というか、教育長を中心とするこの関係性はよく分かるんですが、その横のつながりが点線でもしかしたらいいかもしれない、よくないかもしれないということの判断もちょっとこれではしづらいかなというふうに。今までの概念からすると、どうかなという話なのか、そうじゃなくて、新しいこういう形を進める上でどうなのかなということか、その辺が私には分かりにくいのと、あと、役割分担がもう少しはっきりこの文章の中で示されていると、関係する部分はこことここで、主体的にやっていくことがこのことで、その主体的にやっていくことについて、教育長が直轄するというような感じに見えるかなというふうに思うんですけども。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** むしろ点線を書いたのでこういう議論になるんでしょうけれども、本当は統括指導主事と学務課とも点線でつながるんですね。相当密接な関係がありますので。ですから、むしろ、指導課と統括のところの点線は本来、組織図としてはあり得ないことなので、実態的にこういうつながりがあるんだよということで書いたもので、この点線については頭の中に入れていただいて、あくまでも指揮命令系統は私から統括指導主事には流れがいくと。したがって、指導課長から統括指導主事には、管理監督権ということじゃなくして、指導助言だとか、連携だとかという実態的なつながりがある、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

当然、指導課長と統括指導主事との密接な関係がありますけれども、その辺につきましては、私の方でうまく調整をしながら学校教育の指導に当たるということで、先ほど言いましたように、その辺の采配、操縦というのは、教育長が目配りしなくてはいけないということでもありますので、ぜひそういうふうにして。むしろ指導課長のもとにつけてしまいますと、指導課のもとに統括指導主事があるんだよという話になりますと、先ほど言いましたように、統括指導主事というのは何の責任と権限を持たせてやらせるんだという権限と責任の部分が薄まってしまうので、あくまでも指導課長のもとでという話になってしまうといけないので、むしろ指導課長と並列にさせて責任を十分に発揮していただくという意味がありますので、指導主事の扱いというのは、各市でいろいろとその市の実態に応じて組織図をつくっていますので、立川市におきましてはこういう組織図が現状なりこれからにおいても学校のいろいろな変化に対応しやすいのかなと考えております。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** よく分かりました。そうすると、指導主事と統括指導主事の横の線はどのようなかなと。ここのあらし方ですけれども、統括指導主事と指導主事がつながっていますけれども、これも指導主事は要らなくなりますか。この下ということですか。一応下なんですか。じゃ、このラインで進むということですか。

**大澤教育長** そうです。

**宮田委員** 今のいろいろなお話の中と私のここ数カ月で感じたことで、指導課内の横のつながり。仕事としての情報の横のつながりという意味ですけれども、そういったものが業務が多過ぎるので、おそらくそこまで手が回らないというような感じがありますので、そういったこともこの組織とともに横のつながりを強めていけるように、連携をする部分はどこなんだということももう少し分かりやすくなるといいかなと思います。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 今のところの統括指導主事と指導主事との流れなんですけど、これは、2枚目に事務事業担当をやりましたけれども、一番上が統括、その次が専任の指導主事、それから、指導主事と4名いますね。書いてあるように、統括というのは、指導主事全体を統括するという、やはり指導監督の役割を持っていますので、当然3名の指導主事は、統括指導主事のもとにあるということで、先ほどの組織図の線があるということですね。

**古木委員長** それでは、補足説明を樋口指導課長よりお願いいたします。

**樋口指導課長** では、若干補足をさせていただきたいと思うんですけども、今ご議論いただいていることというのは、指導主事のある種特異性の部分があるからだと思います。と申しますのは、指導主事になりますと、最初の研修で必ず言われることは、指導主事は、スタッフでありラインなんだと。行政でスタッフでありラインであるということは実はあり得ない。指導主事だけが持っている特殊性、特異性の部分がございます。それは、ご案内とおり、地教行法19条上の指導主事の位置づけというのは、上司の命を受けということで、その上司は教育長である。教育長の重要な唯一のと言っていると思うんですけども、教育内容に関わる教育スタッフです。どの区市もそうですけれども、主たる担当というか、主担は学校教育の内容ですので、当然それは指導室ないしは指導課に配置をされると。そこで今度はラインの関係ができる。

今回、統括指導主事を配置して、このような組織図に変えたということは、基本的に法をもとにしたオーソドックスな形でお示したと同時に、今、教育長からもご説明がありましたとおり、従来の学校教育だけの課、あるいは指導室、指導課の中だけでは指導主事の仕事はおさまり切らない時代になっている。学務課と関連した仕事、図書館、生涯学習、体育とさまざまなところと横の関わり合い方が出てきているというのが大きく十数年前と違う点であると思います。

それから、統括指導主事を抜き出した形で書かせていただいているところは、まさに立川が統括を入れる重要な理由の一つでございますけれども、教育長の命を受けた特命の仕事を

担当するということで、その特命の仕事は、2枚目の事務事業にはないじゃないかと。この事務事業につきましては、いわば次年度進めていく事務事業でございますので、今後立川の教育の推進のためには、特命担当の仕事も統括指導主事としてあり得るということでございます。

それから、これは旧制度時代の指導主事制度には、取り立てて統括指導主事という言い方をしなくても、統括指導主事に当たるものは当然ございました。今回、統括指導主事という形、現行の中で指導主事、統括指導主事という形の中で整理をさせていただいたときに、牧野委員からのご指摘、あるいは宮田委員からのご指摘、教育長からの説明というのは、理論上の部分と実態面の部分とで、この2枚を通してクリアできるのではないかなと思っておりますが、統括がこれからの立川の教育のための教育長から命を受けた特別な仕事を担当していくというところに、立川が統括指導主事を置いて、指導主事がただ1名増えただけではないですよというところの市としての方針があると私は認識しております。

**古木委員長** ただいま、補足、ありがとうございました。牧野委員。

**牧野委員** もう一つ不思議なのは、このラインだと、指導課、統括指導主事と同じ並びなんですよ。ということは、課長職になるんですよ。統括が課長職になるというのは本来はあり得ないことなんです。ただ、市の行政規定でそういうふうにするんだよというなら、それはそれでいいんです。市が、市長がそういう形で課長職に置くんだというのであれば、私は何ら関係ないんですけども、これは一応まだ東京都は半分入っているわけですよ。そうすると、指導課長、指導室長と言われる課長職よりも本来は一つランクが下がるんです。そのところが同じ課長職にするならば、課長職と同じ給料であり、そういうものも与えなければいけなくなってくるわけです。その辺のところは市の行政職、市の市長からの人事派遣の部分が、考え方はこれでいくんだという強い希望であれば、これはしょうがないんですけども、一般的に考えれば、統括指導主事、今、内容は分りますよ。勅命を受けた内容を指導するとか、これはよく分かるんです。そういうものをやるから統括を入れてほしいんだという要求をされて、その要求を市が了解し、今回配置されたわけですから、よく分かるんです。だけど、一般的な考え方からいくと、どうなのかという疑問ができるんです。その辺はどうなんですかね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** その一般的というのはどういう範囲の一般的か分からないんだけど、統括指導主事は、4月1日には市長のところで訓示を受けて辞令をいただきます。課長職としての辞令をいただきます。市の職員としての定数の中にも入るということで、全くの純然たる市の職員という扱いで発令をされる予定であります。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** それならしょうがないです。課長職ならしょうがないです。ただ、東京都の考え方からいくと、それはどうなのかなという発想で考えただけです。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** この形が他市ではさまざまであるということで、まだ一つの形ではない。青梅は立川市と同様だということなんですけれども、いろいろさまざまになっている理由というのはどうということなんでしょうか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今、おのおのの説明の中にもありましたように、各市の状況の違いというのがあります。特に、他市にあるような、立川市には課長補佐とか、そういう制度がございませんので、組織の違いというのが各市にはあるということが一つ今の課長職というのは、そういう理由がございます。そのほかの「さまざまな」と言った意味は、先ほど言ったのはほかのことを言っているんですが、一つ組織の面ではそういう点があります。

**古木委員長** いかがですか。宮田委員。

**宮田委員** そのことは分りました。

あと、もう一つ、教育長から直轄のというラインの部分も同様に違う。それは組織的な部分でということですか。業務の中身ということですか。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 多分これから、私もこの部分には立場的には関わらせていただく部分がありますが、教育長の直轄ですので、教育長の命を受けて動きますので、どうも幾つかの各市を見ますと、最初の段階では、立川市が考えているような状況を想定していたのかなと思えます。ただし、その中で、先ほどの特命事項なりが生じてきて、それに併せて変えている部分もあります。それから、人事関係ですから、いろいろ不都合な部分が出てくるかもしれません。その人の性格によっては、その辺の部分を私の方で調整していく、あるいは、よほどうまくいかないということであれば、それに対しての訂正案をここにまた提出して変えていくということは考えられております。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 純理論的に言うといろいろあるかもしれませんが、26市がそれぞれ統括指導なり指導主事の組織の書き方が違うというのは、それぞれの自治体が教育行政をいかに実態的に進めていくか、どういう組織が都合がいいのかということでその自治体が判断していることですので、この組織図は、私が責任を持って教育行政を実務的に進めるという部分での組織でありますので、私は実務的に進めるためにはこれが一番私としては進めやすいということですので、まず、その辺のところはご理解をいただきたい。多分理屈の部分と、実態、私が進めようとする部分が考え方の上で乖離があるのか分りませんが、私はこういう実態的な組織が現在の教育行政が一番進めやすい。私自身としては、ということですので、そこところはぜひご理解いただきませんと、理屈でもって組織をつくって、その組織が使いつらいのではしょうがありませんから、理屈から離れて、実態的にどう進めやすいのかということも当然内部的な組織図でありますので、そこにありますので、そこところはぜひご理解をいただきたいなと思うんですね。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** 大変よく分かりました。そうであることであれば、さまざま、都市によって違うということは当然あり得ることですし、またそうでなければいけないというふうに思います。ただ、私が少し心配だったのは、何らそういうものが明確に業務の役割がきちっと立てられないがために決まっていけないというか、今までの慣例にのっとった形になってしまっているということであると、やや心配だなと思いましたので、そういうことであれば、大変ありがたいことだと思います。ありがとうございました。

**古木委員長** ご理解いただけたようで、ありがとうございます。

いかがでございましょう。そういうことで一応教育長の強い前向き意思によって、特命、直轄管理職ということで、指導主事を指導していく人を立川市の課長職待遇ということで新たに採用されるわけですので、その辺のご理解は、**牧野委員**。

**牧野委員** 理解はしているんですよ。理解はしているんですけども、この事業の課長職というのは初めてお聞きしましたから、本来は、指導課長のもとに、もしくは教育長のもとに、どこでもいいんですけれども、特命を受けたり、教育部長のいろいろな話を聞いて、統括が動く。これは立川市のために動く指導主事ですから、そういう考え方は変わっていないと思うんですけれども、だから、それはどういう形でもいいんですけれども、今話を聞いて、課長職待遇となってくると、全然違う職務になってしまうから、そういうことになってくると、2枚目の事務案件のこの内容がどうなのかなというふうなこともふらふらと頭に出てくるわけです。そこのところが整理がまだできていませんけれども、やってみて、不都合があれば変えながら、一番いい方向に持っていくというのが一番ベターかなと。最初ですから、どんなふうになっていくというのは、多分お互いに理解しにくいだろうという部分がありますから、やりながら変えていっていいものをつくっていくという方向でいってもらうことが一番かなと思いますけれどもね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** これは、今提案している段階で、変える状況なら変えるんだということで、これのうちの方はいきたいんですから、教育行政を進めるためには、私がこの組織がベターなんだと。ベストじゃないかもしれませんが、条件つきで提案をして認められるというのはおかしな話なので、そういうお話は違う場面で議事録に残らないような形での発言ならいいんですが、ぜひこれは、私どもでベストに近いベターだということで提案している問題なので、その辺の条件でというふうなことは、私は分かりましたと言えないので、そのところはご理解していただきたい。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 分かりましたと言えないということは、教育委員会の中でそれは決定することであって、変な言い方をしますけれども、5人の教育委員がこのベターをオクケーと、そうならばいいんですけれども、その中で2対3とか、そういうふうな条件でなったときには、これまた修正案を出さなくてはいいけませんので、そうやってこないためにも、よく討議して、納得した上でお互いに理解し合っていくというのが本来の教育委員会の姿だろうというふう

に思うんですけれども、これでいかなければいけないんだと。これは分りますよ。言いたい、おっしゃることはよく分ります。と思います。

**古木委員長** 関連して、中村委員。

**中村委員** 今日、今の議題は、議案第 11 号、12 号、13 号を諮っているわけですよ。

**古木委員長** 諮っているというか、一応説明をして。

**中村委員** 説明して、議案ですよ。これは付属資料ですね。諮るのはこっちですよ。

**古木委員長** こちらではないんです。

**中村委員** これは本来じゃなくて、参考資料でいいんですね。それだったら、結構です。

**古木委員長** 一応、こちらの。大澤教育長。

**大澤教育長** この前、そういう要望がありましたので、議論するのにこれが参考になればなということで資料として挙げさせていただきました。

それから、先ほどの牧野委員のことですが、これは内部的な組織図ということで、今の教育行政をしっかりと進めなさいというのが、教育委員会、私が命じられて、これから進めるわけありますので、その実務的に進めるときに、私とすると、こういう横断的な組織ということは、より私としては進めやすいので、これでいきたいと。ただ、将来的にこれにうちもさっちもいかないよということになれば、これは当然組織の改正、処務規則の改正ということは当然ありますけれども、現時点では、私はこれはベターだと思っていますので、そこはくみ取っていただきたいということでありますので、ぜひそこはよろしく願います。

**古木委員長** ただいま中村委員からご発言がございましたとおり、議長の議事進行上のまずさで、本日配付された関連資料の説明ということで質疑が長引いております。それで、元へ戻しまして、本日の議案第 11 号、第 12 号、第 13 号についてのご質疑は、既に 13 日の定例会で協議として皆さんからのご意見をたくさん伺っております。ですので、13 日の質疑のほかに新たに何か発生していれば別でございますが、そうでなければ、各条採決したいと思います。牧野委員。

**牧野委員** これは一つ一つやっていくんですね。

**古木委員長** 一つ一つ採決していきます。そういうルールですから。

それでは、議案の(1)、(2)、(3)につきまして、各条ごとの採決をしたいと思います。

議案第 11 号立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。提案理由は、統括指導主事を配置し、その職務を規定するため及び事務分掌の修正を行うためという提案理由で説明されております。本件についてのご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

**古木委員長** それでは、ご異議なしと認め、議案第 11 号立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については、承認されたものと認めます。

次に、議案第 12 号立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。ご異議のある方は。

〔「異議なし」との声あり〕

**古木委員長** それでは、異議なしと認め、議案第 12 号は承認されたものと認めます。

次に、議案第 13 号立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

**古木委員長** 異議なしと認め、議案第 13 号も承認されました。よって、議案第 11 号、第 12 号、第 13 号は、提案どおり承認されました。

## 議 案

### (4) 議案第 14 号 立川市体育指導委員の委嘱について

**古木委員長** 次に、議案第 14 号立川市体育指導委員の委嘱について、お諮りいたします。

提案理由の説明をお願いいたします。田中体育課長。

**田中体育課長** それでは、議案第 14 号立川市体育指導委員の委嘱についてご説明申し上げます。

これにつきましては、体育指導委員の任期につきましては、任期 2 年というような規定がされています。その中で、今年度末をもちましてその 2 年が終了し、任期満了という形になります。したがって、スポーツ振興法第 19 条の規定及び立川市体育指導委員規則第 4 条の規定に基づきまして、新たに体育指導委員を委嘱するというところでございます。

内容を若干ご説明いたしますと、スポーツ振興法の第 19 条につきましては、市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

第 2 項で、体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする。

3 項で、体育指導委員は、非常勤とする。これが 19 条の規定でございます。

これを受けて、立川市が独自に、お手元に配付してあります立川市体育指導委員規則を設けています。その中では、第 1 条の目的につきましては、スポーツ振興法第 19 条に基づく立川市体育指導委員に関し、必要な事項を定めることを目的とするというふうになっていて、主な職務、これは 2 条で言っていますが、地域住民のスポーツ団体及び組織の育成に関すること。(2)としまして、住民のスポーツの実技指導及び助言に関すること。(3)としまして、学校等の教育機関その他の行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。

(4)としまして、職場スポーツその他スポーツ団体等の相互連絡協力に関すること。

(5)前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興のために必要な指導及び助言を行うこと。それから、第 3 条で、委員の定数は、36 人以内とするというふうになっています。

それから、委嘱につきましては第 4 条ですが、社会的信望を有し、スポーツの実技指導に熱意と能力のある者。(2)学識経験のある者。

第 5 条では、委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。こういうような主な

条件がございます。

その中で、定数につきましては36人以内としていますが、今の実態は、地域に体育会というのがございます。これが12団体ございます。その中から2名ずつ選任していただいているというのが現状でございます。選任区分がそこに書いてあるかと思えます。ただし、今回、砂川町体育会、栄町体育会は、どうしても人選が2名できないということで、各1名になっています。これにつきましては、継続して選任してもらうような形をといっていたいただいておりますので、今回は、本来24名の委嘱なんですけど、22名の委嘱ということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、委員の名簿といいますが、委嘱する委員の氏名等がお手元にいつているかと思えますが、新任については7名です。2期目に入る方が6名。1名だけ内規的に体育指導委員につきましては、特殊性があるということで、5期10年という内規をつくっていますが、1名だけ15年という方がいらっしゃいます。これは、15番の大村さんという方ですが、どうしても人選がなかなかかからないということで、この方だけちょっと特殊ですが、仕事のほうには非常に熱意がある方ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

説明は以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。ご質問ございませんか。ただいま体育課長からご説明のとおり、立川市には12自治会支部があります。それぞれに体育会がございます。それぞれの体育会から2名ずつ推薦していただいて、候補者として委嘱するわけでございます。宮田委員。

**宮田委員** 済みません。勉強不足かもしれませんが、実際にこの体育指導委員は、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

**古木委員長** 田中体育課長。

**田中体育課長** これは、毎月、今の組織の中を3つに分けて、第1部会、第2部会、第3部会が必ず月に1回ずつ会合を持ちまして、1つは、スポーツ振興。要するに、若者から高齢者までの新しいスポーツ、例えばニュースポーツ、ソフトバレーなんかをやっていますけれども、こういったものの地域に対しての普及活動ですね。ニュースポーツの普及活動ですとか、スポーツ振興に関すること。それから、もう一つは、健康づくり的なことですね。歩け歩け運動ですとか、健康教室ですとか、そういったことですね。そういったことをどう市内に進めていこうかということ、なわとびチャンピオン大会を開いたり、歩け歩け大会を開いたり、スポーツ大会。要するに、ニュースポーツ大会。ソフトバレーボール大会というのを今、市が普及しているんですが、そういったものを市内に広めていこうというような活動をしています。

それから、12体育会に帰りまして、地域での青少年に対してのスポーツの指導もやっているところなんです。要請に応じては、地域に行って講師的な役割を果たしたりとか、そういったこともやっています。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。よろしいですか。

〔「結構です」との声あり〕

**古木委員長** 委員の候補の方は、それぞれ得意分野がありますから、陸上、野球、柔道、ソフトボール、ラグビー、ソフトテニス、水泳、サッカー、バレー、卓球、いろいろな部分で地域を超えて指導委員としてご活躍いただくこととなります。宮田委員。

**宮田委員** この第1部会、第2部会、第3部会の各地域によって、自治会によって活動内容がさまざまということですか。

**古木委員長** 田中体育課長。

**田中体育課長** これは地域から選出されていますが、それは全く地域性は関係なく、3つの部会に分かれているということでございます。

**宮田委員** 分かりました。ありがとうございます。

**古木委員長** ご説明ありがとうございます。よく分かりました。ということで、お諮りしたいと思います。

議案第14号立川市体育指導委員の委嘱についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

**古木委員長** 異議なしと認め、よって本案は承認されたものと認めます。ありがとうございました。

以上で議案4件が終了いたしました。

## 報 告

### (1)平成20年第1回立川市議会定例会報告について

**古木委員長** 次に、報告2件に移ります。報告1番、平成20年第1回立川市議会定例会報告について、高橋教育部長、お願いいたします。

**高橋教育部長** 現在、20年第1回の市議会定例会は開催中ではありますが、ほぼ全体が終わってきたのと、少し動きのある部分がありますので、ここでご報告させていただきたいと思えます。

今議会は、2月28日から明日までということになっておりますけれども、2月28日の本会議で会期の決定がありまして、請願の付託、議案審議、予算提案説明ということで、教育委員会関係の議案としては2件。七中の防音あるいは耐震補強の工事の関係。これは一定の額以上ということで、議会に諮っております。それから、林間施設条例の一部を改正する条例。これは八ヶ岳山荘の指定管理者導入に向けての議案提案をしているという状況でございます。

七中の耐震補強等については、その場で議決をいただいたということです。

そして、林間施設条例の一部を改正する条例、八ヶ岳の山荘については文教委員会に付託されたということでございます。付託されてはいますけれども、このように6人の方からの質疑が行われました。

それから、3月4日からいよいよ予算特別の関係になるんですが、3月4日には、まず、市

長から20年度の予算提案をいたしまして、それに対して5人の方から総括質問がありました。原則として、これについては市長が答弁するというございませけれども、一部、特に4番目の大沢議員からの質問に対しては、そのほとんどを教育長が答弁するという形になっております。

また、3月5日から予算特別委員会ということで、これにつきましては、各歳入、歳出の款に応じてといいますか、第13款に使用料及び手数料があるんですが、ここで2人の委員から質問が、また、歳入の中での諸収入の中では、1人の議員からの質問があったということでございます。予算特別委員会の中で、教育費は第10款になりますけれども、審議、協議されたのは3月11日になります。この部分では、基本的には課長が答弁するという形になっておりますが、ここに書かせていただいておりますように、9人の委員からこのように質疑があったということでございます。

それから、文教委員会は3月14日に行われました。ここで行われた林間施設条例の一部を改正する条例は、文教委員会に付託されて、文教委員会で質疑が行われたということであり、本会議でももう既に何人かの議員から質問をいただいております。文教委員会では2人の方から質疑があったということで、これは採択されました。文教委員会採択ですので、明日の本会議で正式に採択されるということになります。

それから、報告事項は、ここにも書かせていただいておりますように、13件の報告事項があったんですが、特に、それぞれの報告事項は教育委員会ですべてご報告しておりますので、割愛させていただきますけれども、特に13番目の図書館の見直し方針について、これは先の教育委員会定例会にご提出した教育委員会の見直し方針、指定管理者導入に関する見直し方針というのを、これも併せて議会の方に提出させていただきました。

そこでいただいたのが11ページということで提示しておりますけれども、そこでの図書館の見直し方針についてという議論でございます。

5人の委員の方からご質問をいただきました。上條委員の方からは、貴重な人材が失われるのではないかと、あるいは、他の機関とのネットワークが担保できるのか。このような質問をいただいて、一番質問の数が多いんですけれども、項目で挙げていきますと、12項目のご意見をいただきました。

また、2番目には、高口委員からは、図書館職員の勤務を要する日に、今、土、日を勤務を要しないという状況がございますけれども、勤務を要する日になぜしないのかという質問がありました。

また、守重委員からは、今、まず、全地区館に指定管理者導入をして、そして次の段階で中央図書館の検討をということになっておりますけれども、8地区館自身も一遍ではなくて、これも段階的にできないか、こういうようなご質問がありました。

また、五十嵐委員からは、利用者の声をもっと聞きなさいということとか、いろいろな部分で算出している、貸出冊数が1冊当たり753円コストがかかっているという部分で、人件費の出し方でもう少し精査できないのか、こういうようなご質問をいただいております。

また、米村委員からは、図書館のコスト、毎年12億6,000万円かかっている。そのうちの半分が人件費である。このような部分で出ているけれども、この費用対効果をどう考えるのか、このようなご質問でございました。

図書館の見直し方針に関する質疑をメモ的に書いたものは、以上でございます。

その後、文教委員会では所管質問ということがございまして、所管質問では4人の方から質問がありました。

守重委員からは、教育格差の問題、また、自転車安全運転免許、立川昭島マラソン、この点でのご質問がありました。

伊藤大輔委員からは、市民サービスの向上ということでの所管質問。高口委員からは、これは非常に細かいことですが、学習等供用施設の置が傷んでいるということ。五十嵐委員の方からは、子どもたちの読書環境の充実についてということでのご質問をいただきました。

以上が所管質問です。

その後、従来ですと、議会の最初の方にあるんですけども、一般質問が3月21日と24日にかけて行われました。21日には、中山議員、伊藤議員、古屋議員、高口議員から質問をいただきました。7名と3名という形になりますけれども、7名のうち4名が教育関係でした。そのうちの教育関係で、中山委員からは中学校の学校選択制の問題、伊藤大輔議員からは命の教育の問題、古屋議員からは危機管理の問題、また、高口議員からは図書館のホームページの問題、これについて質問がございました。

また、24日の一般質問では、矢口議員から、小中一貫校の導入、また、国際理解教育についてのご質問をいただいたということでございます。

そして、明日ですけれども、明日は、先ほどの文教委員会も含めて、委員会の議案審議、委員会報告、そうしたことが行われます。また、教育委員会からも補正予算を出しておりますので、補正予算の決定をいただくということになります。補正予算の内容につきましては、ほとんどが契約差金。この間、ずっといろいろな工事契約をしてきたわけですけれども、その契約差金、また、今年は寒かったということで、12月にも補正したんですけれども、燃料費が非常に足りないという状況の中で、燃料費の補正、この辺のことを明日ご審議いただくというような状況になっております。

議会の報告については以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。ただいま高橋教育部長よりご説明いただきました、第1回立川市議会定例会報告につきまして、何かご質問ございますか。高橋教育部長。

**高橋教育部長** それでは、少しお時間がありますので、図書館の見直し方針の報告を議会報告の中でさせていただきましたけれども、これにつきましては、昨日の図書館協議会の方でこの見直し方針を提出し、説明しているという状況がございます。

それから、来月に入りまして、図書館に関係する団体に、できれば説明する機会を持っていきたいと思っています。そして、これからなんですけど、4月の後半の方の広報、できれば

そこでこれについてのパブリックコメントをやっていきたいと思っております。説明をしていくという市民の方々にこの方針を披露していくという状況でございまして、そうした状況を踏まえて、今後の方策、また、図書館の見直し方針については、教育委員会の協議事項として、またご提出したいと思っております。

**古木委員長** ありがとうございます。昨日の図書館協議会でもご報告済みだそうでございます。特にご質問ございませんでしたら、本報告についてはこれで終わらせていただきます。

## 報 告

### (2) 立川市就学相談の現状について

**古木委員長** 報告2番、立川市就学相談の現状について、島田学務課長。

**島田学務課長** 平成19年度立川市の就学相談の結果について、平成20年3月14日現在で報告させていただきます。

19年度の就学相談の総数は72件でありまして、小学校が46件、中学校が26件であります。

現在までのところで、72件のうち、途中での転居であるとか、就学入学が決まるなどということで、10件が中止しており、また、2件については、最近の申請でありますので、相談が継続中になっております。

資料の措置会議数のところに57件と書いてありますのは、内訳も含めて抹消していただきたいと思っております。結果的に72件中60件が措置会議の審査数でありまして、この結果、17件が通常学級に就学、特別支援学級に就学が12件、特別支援学校、知的の方に小学校が9件、肢体不自由の方に小学校が1件ということで、特別支援学級は10件であります。

中学校の方は、同じく通常学級に6件、特別支援学級に9件、特別支援学校の方に、知的が4件、肢体が2件ということで、合計、小学校については39件、中学校については21件、就学が決まっておりますが、全体的には、小・中合計で言いますと、通常学級が23、特別支援学級が21、特別支援学校が16というふうに60件の内訳はなっております。

その他、転学相談が13件ありまして、小学校8件のうち、通常学級から特別支援学級への転学が5件ございます。中学校の5件のうち、通常学級から特別支援学級への転学が2件、反対に特別支援学校から通常学級への転学が1件。ただし、これは相談継続ということになっております。

今年度については以上であります。

もう一つ資料が出ておりまして、この3年間の推移であります。平成17年度は、相談件数が51件でありましたが、18年度は71件、19年度は72件ということで、就学相談の実施件数が増えてきている状況にあります。

また、保護者希望が、通常学級であった方、小学校16件につきましては、ちょっと確認が遅れたため、括弧がついておりますが、支援部会の方では通常学級15件、特別支援学級1

件でありましたが、就学先は、保護者希望の 16 件ということになっております。

中学校の通常学級への保護者希望 5 件については、支援部会の判定結果は、通常学級が 3 件、特別支援学級 2 件でありましたが、保護者希望で通常学級へ 5 件という判断をし、就学しております。

同じように、特別支援学級を保護者希望であった方については、それぞれ特別支援学級に 12 件、12 件、中学校も 9 件、9 件ということでありまして。

それから、特別支援学校を保護者が希望した場合についての小学校については、特別支援学校が 10 件であり、中学校の場合には、1 件特別支援学級の方に支援部会の方は判断しておりますが、最終的に保護者希望の特別支援学校の方に 5 件ともなっているというのが、今年度の 72 件の保護者希望と就学校の決定の結果になっております。

なお、もう 1 点ご報告させていただきますが、現在、立川市の市立小・中学校には、小学校 20 校中 6 小学校に知的障害の固定級があります。また、中学校 9 校の中に 3 校において知的障害の固定級があります。また、通級学級につきましては、小学校 2 校に情緒障害、小学校 2 校に言語障害ということで、4 小学校に通級学級があります。

中学校の 2 校につきましては、2 中学校、具体的には第六中学と第八中学に情緒障害の通級学級があるのですが、19 年度の就学相談の中で出てきました今後の課題といたしましては、中学校の情緒障害通級学級が、いわゆる発達障害の方たちへの、情緒障害への対応ができていないという状況がありまして、就学相談の中に相談を進めていく上で困難な状況があるということがあります。実情としては不登校であるとか、そういった相談学級として中学校の情緒障害学級が機能を果たしてきたことがありまして、両方の機能をなかなか果たし得ないということで、情緒障害ということで通級が必要な生徒に対する対応が現状では困難であるということがありまして、20 年度からその課題の解決に向けて取り組むことが求められているということが課題としてあることをご報告させていただきます。

以上であります。

**古木委員長** ありがとうございます。中学校 2 校に大きな課題があると。本件についてご質問ございましたら。大澤教育長。

**大澤教育長** 学務課長、聞きたいんですが、就学相談を検討する会議の名称は何と言いましたか。

**島田学務課長** 19 年度までは措置会と言っております。その前は指導部会と言っていたんですが、支援部会というふうには実際は今言っております。東京都にならしまして。

**大澤教育長** それで、今言ったように、中学校の情緒障害の話が出て、課題だということなんだけれども、その会議の中で中学校の情緒障害学級はどうあるべきかということを検討して、教育委員会の方に報告するという考え方は今はないんですか。

**古木委員長** 島田学務課長。

**島田学務課長** 現在のところ、支援部会なり、通級学級の部会については、入級、通級、特に情緒障害の入級、通級については、入級、通級だけを検討しておりますので、もしあると

すれば、20年度の総会が6月ごろあると思いますので、その中に課題として検討するという  
こと、意見交換などが行われる可能性があると思います。

**古木委員長** ありがとうございます。牧野委員。

**牧野委員** 私が情緒障害学級の判定会議という指導措置会等に出ていた時代にも、中学校の  
情緒障害児の2校についての課題はこうだろうというので、教育長に対する報告書は出して  
います。あの当時既にその関係で聞こえと言葉の中の一つが、おかげさまで、七小に1学級  
増になり、中央線をはさんで、聞こえと言葉は、特に言葉の部分の中での障害を持つ子ども  
たちのクリアができていますよね。

それと同時に、もう一件出したのは、情緒障害の問題で、中学校の情緒障害児に対する扱  
い、東京都との関係、これとの関係の中で、現状の中でいいのかどうかという問題をあの当  
時討論をし、そして、ある一定のライン、やはり情緒障害学級は、今の現状ではまずかろう、  
改善すべきであるという内容で、どういう改善かという、六中と八中で分かれていますけ  
れども、実際にあそこに情緒障害学級のお子さんたちが、児童が一体何人いるかというこ  
とで精査してきますと、ほとんどが不登校生徒であるということの中で、東京都がそれを認め  
てきていることで、我々立川市としては、逆に言えば、不登校児、不登校生徒の指導という  
部分では大変助かっているという部分ですけれども、一方では、情緒障害学級が、小学校に  
いるにもかかわらず、中学校ではなかなか入りきれないという実態がある。だから、早急に  
この課題については改善をしていく必要があるという答申を僕は出したつもりでした。

ですから、あの当時の記録を見ていただければわかると思いますけれども、それがずっと  
あのままになっているのかなという気がしているんですけども、今も考えてみると、小学  
校の情緒障害児学級というのは、児童は数的には結構いるんですね。だけど、中学校に入  
ると、通常学級に入ってしまったら、見えにくくなってしまふ。親たちもそういう部分では、情  
緒障害児学級というものの改良、改善というものは、望んでいるということは確かである  
ということを申し上げていたと思っています。これはもう何年も前ですから、今どうこう  
という問題ではありませんけれども、来年度、20年度に対して、今、課長から言われたとおりで、  
改善の方向に向けていくという考え方は、私は大賛成であるということです。

**古木委員長** ありがとうございます。大澤教育長。

**大澤教育長** 私ども、19年度に特別支援教育が始まって、それぞれの市民なり学校の要望と  
いうのは、例えば情緒ですと、松中小学校に1学級増設する、あるいは難聴・言語の言語の  
部分をもう一つつくるだとか、中学校の不登校の部分を旧多摩川小につくる。六中と八中  
の部分が整理のつかない部分がありますので、それは、今までもそういう特殊支援の部分で  
拡充をしてきたんですけども、そこがちょっと取り残されていますので、これはできれば  
20年度中に検討する会議を設置して、方向性をしっかり出して、21年からでも取り組める  
部分については取り組んでいくということで進めていきたいと思っていますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

**古木委員長** ただいま、教育長よりそういう前向きなご答弁がありました。ありがとうございます

いました。課題は示されたとおりでございます。ありがとうございました。

では、この報告についてはこれで終わらせていただきます。

**古木委員長** 田中体育課長。

**田中体育課長** 先ほど議案第 14 号でご説明したんですが、資料で体育指導委員規則をつけてあるんですが、その後ろに体育指導委員の名簿的なものがついていますが、それは個人情報を書いてあるものですから、後ほど回収をしたいと思いますので、ご留意をいただきたいと思います。

**古木委員長** 分かりました。ただいま体育課長よりご要望がございましたので、後ほど、そう処理させていただきたいと思います。

### その他

**古木委員長** それでは、その他につきまして、その他の 1 番目に、樋口指導課長よりご発言がでございます。

**田中体育課長** 先ほど議案第 14 号でご説明したんですが、資料で体育指導委員規則をつけてあるんですが、その後ろに体育指導委員の名簿的なものがついていますが、それは個人情報を書いてあるものですから、後ほど回収をしたいと思いますので、ご留意をいただきたいと思います。

**古木委員長** 分かりました。ただいま体育課長よりご要望がございましたので、後ほど、そう処理させていただきたいと思います。

それでは、その他につきまして、その他の 1 番目に、樋口指導課長よりご発言がでございます。

**樋口指導課長** それでは、本年度上半期にもご報告させていただきましたけれども、平成 19 年度 3 月 18 日までの学校からの事故報告等についてご報告をさせていただきたいと思えます。口頭でご報告させていただきます。

まず、不信者等に関する学校からの情報の報告でございますが、不信者情報につきましては 46 件、不信電話につきましては 9 件の報告でございました。

続きまして、事故報告、けが、交通事故でございますが、管理内の事故の報告が 43 件、管理外の報告が 19 件でございます。

事故報告といたしまして、続きまして、生活指導関係の報告でございますが、小学校の生活指導関係の報告が 10 件、中学校の生活指導関係の報告が 21 件、そして、生活指導関係以外の報告が 15 件でございます。

この 15 件の内容はどのようなものがあるかと申しますと、深夜、不信者らしき者が校舎内に侵入してきたとか、あるいは第八小学校で、台風の影響で停電になってしまって臨時休業にしたとか、そのような報告、あるいはこれも報告させていただいておりますけれども、二中での不信電話。これは、時限爆弾を仕掛けたというような報告でございましたけれども、そのようなものが 15 件でございます。

それから、教育委員会指導課に回ってまいりました保護者・市民の声というものは40件でございます。その内容、主なものは、いじめの問題に対する対応、教員の指導力の問題、それが一番中心的なものでございます。それが主な点でございますが、保護者のお声としては、さまざまなものもでございます。詳細にはご報告は差し控えさせていただきたいと思いますが、

今申し上げた市民・保護者からの声につきましては、ケース・バイ・ケースで対応しておりますけれども、基本的には、学校へ私どもの方から連絡をし、保護者の方に対しましては、学校と再度よく相談をしてくださいというようなことで連絡させていただいておるところでございます。

平成18年度の4月の校長会から、とにかく事故の報告はどんなささいなものでも報告をしてくださいということを校長会、副校長会で再三にわたってお願いをしましてまいりました。また、本年度につきましては、指導主事に対しまして、記録を徹底するようにと。匿名の電話であっても、メモ程度のことでもいいから、それをA4の紙に張りつけて、記録を徹底するようにという指示をこの2年間してまいりました。

そのようなことで、今、私、経年で数を申し上げませんでしたけれども、報告の徹底、記録の徹底ということから、私は数字的には増えているのではないかと実感で感じております。

一例を挙げさせていただきますと、平成17年度、中学校の生活指導関係の学校からの報告は3件。3件ということは私は絶対あり得ないと思っておりますので、そうしますと、今回21件というのは、じゃ、中学校の生活指導は7倍に増えているのかということの認識ではないと思います。報告をしていただくことの徹底、記録をすることの徹底ということ、数的に増えているのではないかと私は認識をしております。

例えば、管理内の事故でも、17年度は9件でございました。しかし、小・中学校29校、子どもたちが生活していて、事故報告が9件ということは、私はそれはあり得ないだろうと思います。やはり報告の徹底。どんな小さなものでも、指を切ったということでも報告をいただいておりますので、記録の徹底が功を奏しているのではないかなと私は思っておりますが、ただ、数的に増えているということの数的なもので申し上げれば、増えているのは事実でございますので、引き続き、事故報告の学校からの徹底、記録の徹底、そして、私どもから学校への連絡、相談の徹底ということ、20年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。ちょっとお尋ねしたいんですが、不信者情報について、携帯メールが時々入りますけれども、これについては、指導課長の方もご承知なんでしょうか。樋口指導課長。

**樋口指導課長** 私も自分の個人の携帯電話にメールが入るように機能させておりますので、土日でも連絡をいただいて、事があれば出勤できるようにしておるところでございます。また、私どもの方から情報を総務課にご連絡して、メールで配信させていただいていることもございます。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。その他がお一つでございました。樋口指導課長からの学校における上半期のご報告。中村委員。

**中村委員** どんな小さなことでも報告して記録するという、すごく大切だと思います。ぜひ今後も続けていただくと同時に、また統括になって、それをどう引き継ぐかという問題があると思いますので。

それと、小さなものを記録することによって、それを集積させて見えてくるものというのがあるはずなんです。大きな事故よりも、かえって小さなものの積み重ね、それを連続して継続して見ていくと、すかしてみると、何か見えるものというのがあると思いますので、記録を進めると同時に、ある時期、時期でまとめていただいて、検討していただければありがたいと思います。

以上です。

**古木委員長** ご要望、よろしく願いいたします。

それでは、その他を終わります。本日の案件は以上ですべて終了いたしました。

#### **閉会の辞**

**古木委員長** 次回の会議は、4月10日木曜日午前9時からでございます。午後から東京都の方へ参りますので、ご予定をお願いいたします。

以上で本日の定例会をすべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会

署名委員

.....

委員長